

1. 組織名

日本経済団体連合会 TPPプロジェクトチーム

9. 提出意見⑧

該当する交渉分野

政府調達

意見

(1) OECD 調査によれば、先進国の政府調達市場の規模は GDP の約 10%と試算されている。また、アジア太平洋地域においては、今後、旺盛なインフラ需要が見込まれる。他方、TPP交渉参加国には WTO 政府調達協定(GPA)非加盟国も多く、また、GPA 加盟国であっても適用対象が限定的であったり、既に締結した FTA・EPA では規律が十分ではないことから、TPP交渉を通じて一層の政府調達市場の開放を目指すべきである。

[上記を求める理由・根拠となる具体例]

1-1 GPA に加盟している交渉参加国は米国とシンガポールの 2 カ国に留まっている。

1-2 日マレーシア EPA には、政府調達の規律が設けられていない。日ベトナム EPA においては、政府調達に関する諸原則はビジネス環境整備の一環と位置付けられ、政府調達に関する措置の透明性の増進およびその公正かつ効果的な方法での実施について努力義務が規定されるにとどまる。

(2) わが国企業が国内企業と対等な条件かつ透明・公平な手続の下で政府調達市場に参入する機会が得られるようにすべきである。基準額の引下げなど GPA を上回る水準とし、対象に地方政府も含めるべきである。

[上記を求める理由・根拠となる具体例]

2-1 米国において、バイアメリカン条項により国産品が優遇されている。地方政府の調達においても、一部でも連邦補助金を予算に充てている案件は、バイアメリカン条項が適用される。

2-2 マレーシア政府関係への商品納入の際、政府は慣例からブミプトラ企業(マレー系マレーシア企業)からの納入のみに制限しており、外資がマジョリティーを持つ企業は商品納入に参入できない。